東峰村合併浄化槽設置整備補助金について

令和４年度中に村内で合併浄化槽を設置される方について、
標記の補助金の額を下記のとおり受けることができますのでお知らせ致します。

東峰村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例 補助金一覧表	
令和４年度から	
５人槽	354,000 円
７人槽	463,000 円
１０人槽	824,000 円
補助金の交付対象	住宅の用途（店舗等併用住宅を含む。）に供する

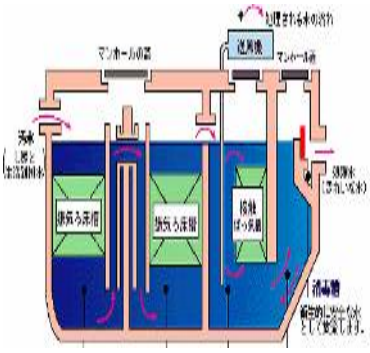

申請のながれ【概要】（浄化槽を設置する業者が代行してくれます。）

事前協議書※ の提出（申請者 → 役場）
⇨ 協議済書の送付（役場 → 申請者）
⇨ 協議済書や設置届などを北筑後保健福祉環境事務所へ提出
⇨ 環境事務所からもらった「受理書」を添付して申請書類一式を提出（申請者 → 役場）
⇦ 交付決定通知の送付（役場 → 申請者）
⇦ 工事完了後、実績報告書類一式を提出（申請者 → 役場）
⇨ 補助金交付請求書の提出（申請者 → 役場）
⇨ 交付額確定通知の送付（役場 → 申請者）

注）①申請は年度ごとに行いますので、次年度以降の申請を早めに受け付けることはできません。
②当該年度中に申請した浄化槽は、必ずその年度中に完成させて検査を受ける必要があります。
③申請者多数の場合は先着順（※事前協議書提出時）となりますのでご了承ください。

■申請や、制度についてご不明な点は下記まで。
東峰村役場小石原庁舎　住民福祉課　環境衛生係　　電話７４－２３１１